

平成31年度 市民税・県民税税額計算要領 安城市

※計算される際には、完成した市民税・県民税申告書をご用意ください。なお、この計算要領の提出は不要です。

平成31年度市民税・県民税申告書を作成された方は、下の<計算シート>で税額計算ができます。各種所得・控除の計算方法は、「平成31年度市民税・県民税の申告の手引き」と本要領の3ページ以降にも記載しておりますので参照していただき、各項目に数字を記入してください。なお、<計算シート>に記載のない分離所得・税額控除がある場合の計算方法については、お手数をおかけしますが、市民税課市民税係までお問い合わせください。

<計算シート>

(単位は円)

各種所得		ページ 番号	税額控除		ページ 番号	
給与	①	3	調整控除	市 ⑳	12	
公的年金等	②	4		県 ㉑		
その他	③			配当控除	市 ㉒	13
雑 ②+③の金額 (0以下の場合は、0)	④	-		県 ㉓		
営業等	⑤	5	寄附金税額控除	市 ㉔	14	
農業	⑥			県 ㉕		
不動産	⑦			配当割額控除	市 ㉖	16
利子・配当	⑧			県 ㉗		
一時・総合譲渡	⑨	6	税額控除額計			
①+④~⑨の合計	⑩	-	市民税・税額控除計			
所得控除			⑳+㉒+㉔+㉖			㉘
			市民税・税額控除計			⑳+㉑+㉓+㉕
雑損	⑪	7	所得割額(100円未満切捨て)			
医療費	⑫		市民税所得割額			㉚
社会保険料	⑬	8	⑳-㉘			00
小規模企業共済等	⑭		県民税所得割額			㉛
生命保険料	⑮	9	㉙-㉛			00
地震保険料	⑯		均等割額(記入不要)			
寡婦(夫)	⑰	10	均等割額	市 ㉜	3,500	
勤労学生	⑱			均等割額	県 ㉝	2,000
障害者	⑲			市民税・県民税の年税額		
配偶者	⑳			㉘+㉛+㉜+㉝		
配偶者特別	㉑					
扶養	㉒					
基礎(記入不要)	㉓	330,000				
⑪~㉓の合計	㉔	-				

課税標準額(1,000円未満切捨て)

⑩-㉔	㉕	,000
-----	---	------

算出所得割

市民税算出所得割

㉕×0.06	㉖	
--------	---	--

県民税算出所得割

㉕×0.04	㉗	
--------	---	--

※計算の結果、非課税になる場合もありますので、**計算シート⑩**の記入後は、必ず3ページの「1 非課税」をご確認ください。

平成31年度 市民税・県民税申告書

受付印 安城市長 年 月 日 提出	現住所	台帳番号	
	平成31年 1月1日の住所	宛名番号	
	フリガナ	個人番号 (マイナンバー)	
	氏名	電話番号	
		生年月日	

1 所得金額

所得の種類	収入金額(円)	必要経費(円)	控除(円)
給与	一般給与	3ページ	源泉徴収票を添付してください。 源泉徴収票のない方は、裏面5へも記入してください。
	専従者給与		
雑	公的年金等	4ページ	遺族・障害年金等は含みません。
	その他		
営業等	5ページ		専従者控除額
農業			専従者控除額
不動産			専従者控除額
(該当に○) 利子・配当・一時・総合譲渡(短期・長期)	5、6ページ		特別控除額 は裏面9に記入してください。
上場株式等に係る配当所得		株式等譲渡所得<分離課税・申告不要制度>	
(右欄に記入がない場合は所得税と同じ課税方法が適用されます)		株式等譲渡所得<分離課税・申告不要制度>	

市記入欄

給与	
年金	
他雑	
営業	
農業	
不動産	
利子	
配当	
一時	
総譲短	
総譲長	
合計	

点線の中には記入しないでください

2 所得から差し引かれる金額(控除を受ける場合は、証明書等が必要です。)

雑損控除	損害額	7ページ	保険金等補てん額	円
医療費控除	<input type="checkbox"/> 支払った医療費		保険金等補てん額	円
	<input type="checkbox"/> スイッチOTC医薬品購入費			
社会保険料控除	国民年金・国民健康保険等の支払金額の合計	8ページ	小規模企業共済等掛金控除	円
生命保険料控除(支払額を記入)	新一般生命	8ページ		
	旧一般生命			
地震保険料(支払額を記入)	地震保険料	9ページ		

※下記赤枠内が未記入の場合は、本人該当の所得が認められません。
16歳未満の扶養親族も忘れずにご記入ください。判定の時期は平成30年12月31日の現況です。

本人該当	<input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	本人障害		
	死別・離別・生死不明	(学校名)	身体__級・精神__級・療育__級		
あなたが扶養している親族	配偶者の氏名 個人番号(マイナンバー)		生年月日	同居・別居(別居の場合の住所)	障害者控除
					身体 精神 療育 級
	配偶者の合計所得		を除外。) <input type="checkbox"/>		
	扶養親族の氏名 個人番号(マイナンバー)		の住所)	障害者控除	
				身体 精神 療育 級	
				身体 精神 療育 級	
				身体 精神 療育 級	
				身体 精神 療育 級	
			明・大	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	身体 精神 療育 級
			昭・平	住所	身体 精神 療育 級

雑損	
医療費	
社保	
小企	
生保	
地保	
寡婦(夫)	
勤学	
障害者	
配偶者	
配偶者特別	
扶養	
基礎	330,000
合計	

点線の中には記入しないでください

3 市民税・県民税の納付方法

給与・年金所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の人は
給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の納付方法

自分で納付する(普通徴収)
 給与から差引き(特別徴収)

4 収入がなかった人の記入欄(収入のなかった人は必ずここに記入してください。)

1 次の人の扶養、または仕送りを受けていた住所 _____

2 以下のいずれかの給付等を受けていた
遺族年金 ・ 障害年金 ・ 雇用保険
その他 ()

3 左の1、2に該当しない場合、生活費をどのように工面していましたか
貯金 ・ 生活保護 ・ 手当
その他 _____

氏名 _____ 年額 _____ 円

※裏面にも記載する欄があります。

面接者		入力	
本人	父・母	月期	円
	夫・妻		
()			
裏面	市申 発送希望		
還付 不要	個人番号 確認書類	有・無	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード			
① 通知カード ・ 住民票			
② 免許証 ・ 保険証 ・ 障害手帳			
その他 ()			

1 非課税

以下の要件に当てはまる場合は、市民税・県民税の均等割または所得割が課税されません。

- ・控除対象配偶者及び控除対象扶養親族がいない場合

計算シート⑩の金額

所得が320,000円以下 ⇒ 均等割・所得割の両方が非課税
 所得が350,000円以下 ⇒ 所得割のみ非課税

- ・控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（16歳未満の扶養親族含む）がいる場合

計算シート⑩の金額

所得が{320,000円×(1+扶養人数)}+189,000円以下 ⇒ 均等割・所得割の両方が非課税
 所得が{350,000円×(1+扶養人数)}+320,000円以下 ⇒ 所得割のみ非課税

- ・自身が寡婦（夫）・障害者・未成年者の場合

計算シート⑩の金額

所得が1,250,000円以下 ⇒ 均等割・所得割の両方が非課税

- ・平成31年1月1日に生活保護の生活扶助を受けている場合は、非課税

2 各種所得

給与所得

給与	一般給与	a	源泉徴収票を添付してください。 源泉徴収票のない方は、裏面5へも記入してください。
	専従者給与		

申告書に記入した一般給与収入及び専従者給与の合計額を下表「a」に転記して、給与所得金額を計算してください。

一般給与及び専従者給与の合計額「a」… _____円

aの金額	給与所得金額	aの金額	給与所得金額
650,999円まで	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	a ÷ 4 = (b × 2.4) _____円
651,000円～ 1,618,999円	(a - 650,000円) _____円	1,800,000円～ 3,599,999円	b _____,000円 (千円未満の端数切捨て) (b × 2.8 - 180,000円) _____円
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	(b × 3.2 - 540,000円) _____円
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円	6,600,000円～ 9,999,999円	(a × 0.9 - 1,200,000円) _____円
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円	10,000,000円～	(a - 2,200,000円) _____円
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円		

給与所得金額 _____円

この表により算出された給与所得金額を、計算シート⑩へ転記してください。

雑所得

・ 公的年金等

申告書に記入した公的年金等の収入金額を下表の「**a**」に転記して、公的年金等所得金額を計算してください。

雑	公的年金等	a	遺族・障害年金等は含みません。	
	その他	b	c	

公的年金等の収入金額「 a 」… _____円			
◎昭和29年1月2日以後に生まれた人（65歳未満）		◎昭和29年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）	
a の金額	公的年金等所得金額	a の金額	公的年金等所得金額
700,000円まで	0円	1,200,000円まで	0円
700,001円～ 1,299,999円	(a - 700,000円) _____円	1,200,001円～ 3,299,999円	(a - 1,200,000円) _____円
1,300,000円～ 4,099,999円	(a × 0.75 - 375,000円) _____円	3,300,000円～ 4,099,999円	(a × 0.75 - 375,000円) _____円
4,100,000円～ 7,699,999円	(a × 0.85 - 785,000円) _____円	4,100,000円～ 7,699,999円	(a × 0.85 - 785,000円) _____円
7,700,000円以上	(a × 0.95 - 1,555,000円) _____円	7,700,000円以上	(a × 0.95 - 1,555,000円) _____円
公的年金等所得金額 _____円		公的年金等所得金額 _____円	
この表により算出された公的年金等所得金額を、 計算シート② へ転記してください。			

・ その他の雑所得

申告書に記入したその他の収入金額を下表の「**b**」へ、必要経費を「**c**」に転記して計算してください。

その他の収入金額「 b 」	必要経費「 c 」	その他雑所得金額
_____円	_____円	_____円
この表から算出されたその他雑所得金額を、 計算シート③ に記入してください。		

- ・ **②**と**③**の金額を記入したら、**②**と**③**を足した金額を**④**に記入してください。
(0円以下の金額になる場合は、0円と記入)

営業等・農業・不動産

申告書に記入した営業等・農業・不動産の収入金額を下表の「**a**」「**d**」「**g**」へ、必要経費を「**b**」「**e**」「**h**」へ、専従者控除を「**c**」「**f**」「**i**」へ転記して計算してください。

営業等	a	b	専従者控除額 c
農業	d	e	専従者控除額 f
不動産	g	h	専従者控除額 i

営業等収入金額「 a 」	必要経費「 b 」	専従者控除額「 c 」	営業等所得
_____円	－ _____円	－ _____円	= _____円
農業収入金額「 d 」	必要経費「 e 」	専従者控除額「 f 」	農業所得
_____円	－ _____円	－ _____円	= _____円
不動産収入金額「 g 」	必要経費「 h 」	専従者控除額「 i 」	不動産所得
_____円	－ _____円	－ _____円	= _____円
この表により算出された営業等所得は、 計算シート⑤ へ、農業所得は、 計算シート⑥ へ、 不動産所得は、 計算シート⑦ へ転記してください。			

利子・配当所得

申告書に記入した配当の収入金額を下表の「**a**」へ、株式などの元本の取得に要した負債の利子（必要経費）があれば「**b**」へ転記して計算してください。

(該当に○) 利子・配当・一時・総合譲渡(短期・長期)	a	b	特別控除額
配当収入「 a 」	負債の利子（必要経費）「 b 」 ※配当のみ	配当所得	
_____円	－ _____円	= _____円	
この表により算出された配当所得の金額は、 計算シート⑧ へ転記してください。			

※配当所得がある場合はP13の「配当控除」の計算も行ってください。
※利子所得は、国外で支払われる預金等の利子など、都道府県民税利子割が徴収されないものなどは、申告が必要になります。また、国内の利子については、利子割の徴収により課税が完結するため申告はできません。

一時・総合譲渡所得

申告書に記入した一時収入及び総合譲渡（短期）・（長期）収入金額と、必要経費を下の計算式に当てはめて、所得を計算してください。なお、特別控除を忘れずに適用してください。

(該当に○) 利子・配当・一時・総合譲渡（短期・長期）	c.d.e	f.g.h	特別控除額 i.j.k
一時収入金額「 c 」	必要経費「 f 」	特別控除額（最高50万）「 i 」	一時所得
$(\text{円} - \text{円} - \text{円}) \times 1/2 = \text{円}$			
総合譲渡（短期）収入金額「 d 」	必要経費「 g 」	※特別控除額（最高50万）「 j 」	総合譲渡（短期）所得
$\text{円} - \text{円} - \text{円} = \text{円}$			
総合譲渡（長期）収入金額「 e 」	必要経費「 h 」	※特別控除額（最高50万）「 k 」	総合譲渡（長期）所得
$(\text{円} - \text{円} - \text{円}) \times 1/2 = \text{円}$			
<p>※総合譲渡の特別控除（j・k）は、短期と長期を合わせて50万円の控除になります。 また、適用の順番は、短期から差し引き、引ききれない部分を長期から差し引きます。</p>			
<p>この表により算出された一時所得と総合譲渡（短期）と（長期）の所得を足して、計算シート⑨へ転記してください。</p>			

計算シート①～⑨の金額に赤字の所得がある場合は市民税課市民税係におたずねください。

3 所得控除

雑損控除

申告書に記入した雑損控除の金額及び**計算シート⑩**の金額を下表に転記し、計算してください。

雑損控除	損害額	a 円	保険金等補てん額	b 円
損害額「a」	保険金等補てん額「b」	_____円 - _____円 = _____円		c
計算シート⑩ の金額		_____円 × 0.1 = _____円		d
損害額のうち災害関連支出の額		_____円		e
「c」の金額	「d」の金額	_____円 - _____円 = _____円		①
「e」の金額		_____円 - 5万 円 = _____円		②
この表により算出された①と②のいずれか大きい方の金額を、 計算シート⑪ へ転記してください。				

医療費控除

申告書に記入した医療費控除の金額及び**計算シート⑩**の金額を下表に転記し、計算してください。

医療費控除	<input type="checkbox"/> 支払った医療費 <input type="checkbox"/> スイッチOTC医薬品購入費	a 円	保険金等補てん額	b 円
支払った医療費「a」		_____円 - _____円 = _____円		c
計算シート⑩ の金額		_____円 × 0.05 = _____円		d
10万円と上記「d」のいずれか少ない金額		_____円		e
「c」の金額	「e」の金額	_____円 - _____円 = _____円		医療費控除
この表により算出された医療費控除の金額を、 計算シート⑫ へ転記してください。				

※セルフメディケーション税制（スイッチOTC医薬品購入費）適用者は、上表ではなく下表を使用してください。

支払った医療費「a」	保険金等補てん額「b」	_____円 - _____円 - 12,000円 = _____円
この表により算出された医療費控除の金額を、 計算シート⑫ へ転記してください。		

社会保険料・小規模企業共済等掛金控除

申告書に記入した社会保険料の合計額を**計算シート⑬**へ、小規模企業共済等の支払掛金額を**計算シート⑭**へ転記してください。

生命保険料控除

下の表を参照し、申告書に記載した生命保険料支払額から控除額を計算してください。

生命保険料控除 (支払額を記入)	新 一般生命	a 円	新 個人年金	b 円	介護医療	e 円
	旧 一般生命	c 円	旧 個人年金	d 円		

新 一般 生命	a の金額	控除額
	～12,000	a の金額
	12,001～32,000	$a \times 0.5 + 6,000$
	32,001～56,000	$a \times 0.25 + 14,000$
	56,001～	28,000
上の表から算出した控除額		円 F
旧 一般 生命	c の金額	控除額
	～15,000	c の金額
	15,001～40,000	$c \times 0.5 + 7,500$
	40,001～70,000	$c \times 0.25 + 17,500$
	70,001～	35,000
上の表から算出した控除額		円 H
介 護 医 療	e の金額	控除額
	～12,000	e の金額
	12,001～32,000	$e \times 0.5 + 6,000$
	32,001～56,000	$e \times 0.25 + 14,000$
	56,001～	28,000
上の表から算出した控除額		円 J
新 個 人 年 金	b の金額	控除額
	～12,000	b の金額
	12,001～32,000	$b \times 0.5 + 6,000$
	32,001～56,000	$b \times 0.25 + 14,000$
	56,001～	28,000
上の表から算出した控除額		円 G
旧 個 人 年 金	d の金額	控除額
	～15,000	c の金額
	15,001～40,000	$c \times 0.5 + 7,500$
	40,001～70,000	$c \times 0.25 + 17,500$
	70,001～	35,000
上の表から算出した控除額		円 I

F + H の金額	(最高28,000円、ただし、Hが28,000円以上の場合は、Hの金額を記入する。)	K
G + I の金額	(最高28,000円、ただし、Iが28,000円以上の場合は、Iの金額を記入する。)	L
J + K + L の金額	(最高 70,000円)	
この表により算出された上記の金額を 計算シートの⑮ へ転記してください。		

地震保険料控除

下の表を参照し、申告書に記載した地震保険料等支払額から控除額を計算してください。

地震保険料 (支払額を記入)	地震保険料	a	旧長期損害保険料	b
-------------------	-------	----------	----------	----------

地震 保 険 料	a の金額	控除額	旧 長 期 損 害 保 険 料	b の金額	控除額
	~50,000	$a \times 0.5$		~5,000	b の金額
	50,001~	25,000		5,001~15,000	$b \times 0.5 + 2,500$
	上の表から算出した控除額 _____ 円 C			15,001~	10,000
			上の表から算出した控除額 _____ 円 D		

C + D の金額	(最高 25,000円)	_____ 円
------------------	--------------	---------

この表により算出された上記の金額を **計算シート** の **16** へ転記してください。

人的控除

申告書の赤枠内に記入した内容から手引きと下の表を参照し、**計算シート**に控除額を転記してください。なお表中の「**人的控除の差額**」については12ページの調整控除と15ページの寄附金の特例控除の計算で使用します。

本人該当・	<input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 死別・離別 a 生死不明		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名) b		本人障害 c 身体__級・精神__級・療育__級	
	個人番号(マイナンバー)		生年月日 d		同居・別居(別居の場合の住所) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 住所	
あなたが扶養している親族	配偶者の合計所得 円		同 生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)		<input type="checkbox"/>	
	個人番号(マイナンバー)		生年月日		続柄 同居・別居(別居の場合の住所) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 住所	
			明・大 昭・平 e		身体精神 療育 __ 級 c	
			明・大 昭・平		身体精神 療育 __ 級	
			明・大 昭・平		身体精神 療育 __ 級	
			明・大 昭・平		身体精神 療育 __ 級	

控除の種類		控除額	人的控除の差額	控除の種類		控除額	人的控除の差額		
a	寡婦	一般	26万	1万	e	扶養	16歳未満	0	0
		特別	30万	5万			一般	33万	5万
	寡夫	26万	1万	特定			45万	18万	
b	勤労学生		26万	1万			老人	38万	10万
	c	障害者	一般	26万			1万	同居老人	45万
			特別	30万	10万	基礎	33万	5万	
同居特別			53万	22万					
d	配偶者		P11を参照(※)		a	→	シート17へ		
	老人控除対象配偶者				b	→	シート18へ		
	配偶者特別				c	→	シート19へ		
	同一生計配偶者		0	0	d	→	シート20または21へ		
				e	→	P11の「扶養控除」で計算できます			

※ あなたの平成31年度の合計所得金額(⑩の金額)が、1000万円を超える場合は、配偶者控除、老人配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。
 あなたの平成31年度の合計所得金額(⑩の金額)が、1000万円を超え、かつ、合計所得金額が38万円以下である配偶者がいる場合は「同一生計配偶者(控除対象配偶者は除く)」欄にチェックをつけてください。

被扶養者の パートなどの給与収入 (所得)	控除	扶養者の配偶者(特別)控除額					
		扶養者の給与収入 1,120万円以下 (所得900万円以下)		扶養者の給与収入 1,120万円超1,170万円以下 (所得900万円超950万円以下)		扶養者の給与収入 1,170万円超1,220万円以下 (所得950万円超1,000万円以下)	
		控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額
103万円以下 (所得38万円以下)	配偶者控除 (老人配偶者控除)	33万 (38万)	5万 (10万)	22万 (26万)	4万 (6万)	11万 (13万)	2万 (3万)
103万円超150万円以下 (所得38万円超85万円以下)	配偶者 特別控除	33万	5万	22万	4万	11万	2万
150万円超155万円以下 (所得85万円超90万円以下)		33万	3万	22万	2万	11万	1万
155万円超160万円以下 (所得90万円超95万円以下)		31万	0	21万	0	11万	0
160万円超166万8千円未満 (所得95万円超100万円以下)		26万	0	18万	0	9万	0
166万8千円以上175万2千円未満 (所得100万円超105万円以下)		21万	0	14万	0	7万	0
175万2千円以上183万2千円未満 (所得105万円超110万円以下)		16万	0	11万	0	6万	0
183万2千円以上190万4千円未満 (所得110万円超115万円以下)		11万	0	8万	0	4万	0
190万4千円以上197万2千円未満 (所得115万円超120万円以下)		6万	0	4万	0	2万	0
197万2千円以上201万6千円未満 (所得120万円超123万円以下)		3万	0	2万	0	1万	0

扶養控除						
「一般」	「特定」	「老人」(同居)	「合計」			
_____万円	+	_____万円	+	_____万円	=	_____万円
この表により算出された金額を 計算シート② へ転記してください。						

人的控除の差額の合計										
「寡婦(夫)」	「勤労学生」	「老人」(同居)	「障害者」	「配偶者」 (配偶者特別)	「扶養」	「基礎」	「合計」			
_____万円	+	_____万円	+	_____万円	+	_____万円	+	5万円	=	_____万円

4 税額控除

調整控除

計算シート⑫の金額と11ページの人的控除の差額を参照し、下の表を使って調整控除額を計算してください。人的控除の差額の合計額は、該当する控除の分を合計してください。

・計算シート⑫の金額が200万円以下の場合

①人的控除の差額の合計額	_____円
②計算シート⑫の金額	_____円
①と②のいずれか少ない金額	_____円
	×（市民税分：3%）_____円
	×（県民税分：2%）_____円
この表により算出された金額を、市民税分は、 計算シート⑬ 、県民税分は、 計算シート⑭ へ転記してください。	

・計算シート⑫の金額が200万円を超える場合

人的控除の差額の合計額	計算シート⑫	
{ _____円 - (_____円 - 200万円) }		×（市民税分：3%）_____円
		×（県民税分：2%）_____円
※市民税分・県民税分の合計が2,500円未満の場合は、市民税分：1,500円・県民税分：1,000円となります。		
この表により算出された金額を、市民税分は、 計算シート⑬ 、県民税分は、 計算シート⑭ へ転記してください。		

配当控除（配当所得がある場合のみ）

計算シート⑧の金額（利子所得は除く）と**⑫**の金額を参照し、下の表を使って配当控除額を計算してください。

配当の種類（ 計算シート⑧ の種類）	計算シート⑫の金額 1,000万円以下の部分		計算シート⑫の金額 1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等（外貨建等証券投資信託以外）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証券投資信託等（外貨建等証券投資信託）	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
計算シート⑧	上の表から選択した率 市民税分の率		市民税分の配当控除	
	_____円 × _____		= _____円	
	_____円 × _____		= _____円	
<p>この表により算出した金額を、市民税分は計算シート⑩、県民税分は計算シート⑪へ転記してください。 なお、配当の種類が複数ある場合はそれぞれ計算し、合計した金額を転記してください。</p>				

寄附金税額控除

計算シート⑩の金額と申告書裏面に記入した**a**～**d**に該当する寄附金の額を参照し、下の表を使って寄附金控除額を計算してください。

都道府県・市区町村に対する寄附金額	a 円	県が条例で指定した法人等に対する寄附金額	c 円
住所地の共同募金会・日赤支部に対する寄附金額	b 円	市が条例で指定した法人等に対する寄附金額	d 円

1 <基本控除額>

・市民税の基本控除額

①	「a」の金額	「b」の金額	「d」の金額	
	_____円	+ _____円	+ _____円	+ _____円 = _____円
②	計算シート⑩の金額			
	_____円 × 30% = _____円			
上の①と②のいずれか少ない金額		市民税の基本控除額		
(_____円 - 2,000円) × 0.06 = _____円				
a の金額がない場合は、算出された金額を計算シート⑫へ転記してください。				

・県民税の基本控除額

①	「a」の金額	「b」の金額	「c」の金額	
	_____円	+ _____円	+ _____円	= _____円
②	計算シート⑩の金額			
	_____円 × 30% = _____円			
上の①と②のいずれか少ない金額		県民税の基本控除額		
(_____円 - 2,000円) × 0.04 = _____円				
a の金額がない場合は、算出された金額を計算シート⑬へ転記してください。				

2 <特例控除額> (aの金額がある場合)

計算シート②⑤、②⑥、②⑦、②⑧、②⑨の金額及び10ページの表内の人的控除の差額を参照し、特例控除額を計算してください。

特例控除の割合		
計算シート②⑤の金額	人的控除の差額の合計額	特例控除の割合算定額
_____円 -	_____円 =	_____円
上記の特例控除の割合算定額をもとに、下表から割合を選択してください。		

特例控除の割合算定額	特例控除の割合
0円以下	0.9
1円 ~ 1,950,000円	0.84895
1,950,001円 ~ 3,300,000円	0.7979
3,300,001円 ~ 6,950,000円	0.6958
6,950,001円 ~ 9,000,000円	0.66517
9,000,001円 ~ 18,000,000円	0.56307
18,000,001円 ~ 40,000,000円	0.4916
40,000,001円 ~	0.44055

「a」の金額	特例控除の割合	e
(_____円 - 2,000円) × _____ = _____円 (1円未満端数切上)		

・市民税の特例控除額

①	「e」の金額	_____円 × 0.6 = _____円 (1円未満端数切上)
②	計算シート②⑥の金額 計算シート②⑧の金額 (_____円 - _____円) × 0.2 = _____円	
上の①と②のいずれか少ない金額 (市民税の特例控除額)		
		f
上記の金額を記入し、ふるさと納税のワンストップ特例を利用されている方はP16の「・市民税の申告特例控除額」へ。 そうでない方は市民税の基本控除額と特例控除額を足して、計算シート②⑩へ転記してください。		

・県民税の特例控除額

①	「e」の金額	_____円 × 0.4 = _____円 (1円未満端数切上)
②	計算シート②⑦の金額 計算シート②⑨の金額 (_____円 - _____円) × 0.2 = _____円	
上の①と②のいずれか少ない金額 (県民税の特例控除額)		
		g
上記の金額を記入し、ふるさと納税のワンストップ特例を利用されている方はP16の「・県民税の申告特例控除額」へ。 そうでない方は県民税の基本控除額と特例控除額を足して、計算シート②⑪へ転記してください。		

3 <申告特例控除額> (aの金額があり、ワンストップ特例を利用している場合)

前ページの**f**と**g**の金額を参照し、申告特例控除額を計算してください。

※<申告特例控除額>の計算における特例控除の割合は<特例控除額>の計算における特例控除の割合と同じですが、特例控除の割合算定額が9,000,001円以上の方は一律に0.56307になります。

・市民税の申告特例控除額

「f」の金額	特例控除の割合	特例控除の割合	市民税の申告特例控除額
_____円	_____	_____	_____円(1円未満端数切上)
$\text{_____円} \times (0.9 - \text{_____}) \div \text{_____} = \text{_____円}$			
市民税の基本控除額と特例控除額と申告特例控除額を足して、 計算シート32 へ転記してください。			

・県民税の申告特例控除額

「g」の金額	特例控除の割合	特例控除の割合	県民税の申告特例控除額
_____円	_____	_____	_____円(1円未満端数切上)
$\text{_____円} \times (0.9 - \text{_____}) \div \text{_____} = \text{_____円}$			
県民税の基本控除額と特例控除額と申告特例控除額を足して、 計算シート33 へ転記してください。			

配当割額控除

申告した配当等から市民税・県民税(住民税)が源泉徴収(特別徴収)されている場合は、その徴収された金額を下の表を使って按分計算してください。

源泉徴収された住民税額	市民税の配当割額
_____円	_____円(1円未満端数切捨)
$\text{_____円} \times (\text{市民税分} : 3/5) = \text{_____円}$	
源泉徴収された住民税額	県民税の配当割額
_____円	_____円(1円未満端数切上)
$\text{_____円} \times (\text{県民税分} : 2/5) = \text{_____円}$	
この表により算出された市民税の配当割を 計算シート34 へ、県民税の配当割を 計算シート35 へ転記してください。	